

ロシア連邦
連邦法

ロシア連邦の個々の法令の改正について

国家院（下院）採択 2022年 3 月 4 日
連邦院（上院）承認 2022年 3 月 4 日

第 1 条

1992年11月27日付ロシア連邦法律第4015-I号「ロシア連邦における保険業について」（ロシア連邦人民代議員大会およびロシア連邦最高会議公報、1993、No. 2、掲載番号56；ロシア連邦法令集、1998、No. 1、掲載番号4；2016、No. 27、掲載番号4296；2018、No. 32、掲載番号5113；2021、No. 27、掲載番号5171）に以下の変更を加える：

- 1）第13条の2第4項の「10」という数字を「50」という数字に差し替える；
- 2）第13条の3において：
 - a) 第1項第1段落の「10」という数字を「50」という数字に差し替える；
 - b) 第3項の「10」という数字を「50」という数字に差し替える；
 - c) 第4項の「10」という数字を「50」という数字に差し替える。

第 2 条

1999年 7 月17日付連邦法第178-FZ号「国家社会支援について」（ロシア連邦法令集、1999、No. 29、掲載番号3699；2009、No. 30、掲載番号3739；2014、No. 11、掲載番号1098；No. 30、掲載番号4217；2016、No. 52、掲載番号7502、7503；2017、No. 27、掲載番号3951；2018、No. 1、掲載番号4；No. 53、掲載番号8462；2019、No. 14、掲載番号1462；No. 40、掲載番号5488；No. 49、掲載番号6971；2021、No. 1、掲載番号12；No. 22、掲載番号3688）第12条の1に、以下を内容とする第17項を追加する：

「17. ロシア連邦政府は、本連邦法が定める社会的年金補足支給額を上回る社会的年金補足支給額を定める旨の決定を下すことができる。」。

第 3 条

2001年12月15日付連邦法第166-FZ号「ロシア連邦における国家年金保障について」（ロシア連邦法令集、2001、No. 51、掲載番号4831；2002、No. 30、掲載番号3033；2004、No. 19、掲載番号1835；2006、No. 48、掲載番号4946；2009、No. 29、掲載番号3624；No. 30、掲載番号3739；2011、No. 14、掲載番号1806；2014、No. 30、掲載番号4217；2018、No. 53、掲載番号8462；2019、No. 40、掲載番号5488；2020、No. 52、掲載番号8577）第25条に、以下の変更を加える：

- 1）第1段落の「年金」という文言を「1. 年金」という文言に差し替える；
- 2）以下を内容とする第2項を追加する：

「2. ロシア連邦政府は、暦年中に、本条第4段落から第6段落までが定める年金の追加的物価スライド

を実施する旨の決定を下すことができる。当該の年金追加的物価スライド係数はロシア連邦政府がこれを決定する。」。

第4条

2004年12月29日付連邦法第191-FZ号「ロシア連邦都市計画法典の施行について」（ロシア連邦法令集、2005、No. 1、掲載番号17；2016、No. 27、掲載番号4305；2017、No. 25、掲載番号3595；2020、No. 24、掲載番号3740；2021、No. 1、掲載番号7；2022、No. 1、掲載番号16）に以下の変更を加える：

1）第3条の3第17項を以下の文言に変更する：

「17. 自主規制組織は、2023年1月1日までの間、自らの加盟者に対する支援の提供を目的として、民法にしたがい、自らの契約上の義務を保証する補償基金の資金を用いて、加盟者への貸付を行うことができる。自主規制組織加盟者1名当たりの貸付最高額、貸付の利用に対する利息の最高利率、最長提供期間および提供目的、貸付の提供を受けることのできる自主規制組織加盟者に対する要求事項、ならびに当該の貸付制度によって提供される資金の使途の監督手順は、ロシア連邦政府がこれを決定する。自主規制組織が提供する貸付の総額は、当該組織の補償基金総額の50%を超えないものとする。」；

2）以下を内容とする第10条の18を追加する：

「第10条の18

国内経済情勢の安定化を目的とする、2022年における都市計画事業の実施の特異事項は、連邦諸法がこれを定める。」。

第5条

2008年12月26日付連邦法第294-FZ号「国家監督（監視）および地方自治体監督実施の際の法人および個人事業主の権利保護について」（ロシア連邦法令集、2008、No. 52、掲載番号6249；2018、No. 53、掲載番号8406；2020、No. 14、掲載番号2028）に以下の変更を加える：

1）第26条の2において：

a) 名称を以下の文言に変更する：

「第26条の2 中小規模事業主体に対する国家監督（監視）および地方自治体監督の実施にあたって行われる検査の2022年における段取りおよび実施に関する特異事項」；

b) 第1項第1段落を以下の文言に変更する：

「1. 2007年7月24日付連邦法第209-FZ号「ロシア連邦における中小企業活動の発展について」第4条にしたがって小規模事業主体に分類される法人および個人事業主であって、その情報が中小規模事業主体統一登記簿に掲載されているものを対象とする定例検査は、2022年12月31日までの期間、以下の場合をのぞき、これを実施しない：」；

2）以下を内容とする第26条の4を追加する：

「第26条の4 情報技術分野において活動する認定済み組織を対象として国家監督（監視）および地方自治体管理の実施にあたって行われる検査の2022～2024年における段取りおよび実施の特異事項

国家認定を受けている組織であって、情報技術分野において活動するものを対象とする定例検査は、2024年12月31日までの間、これを実施しない。」。

第6条

2010年4月12日付連邦法第61-FZ号「医薬品の流通について」（ロシア連邦法令集、2010、No. 16、掲載番号1815；No. 42、掲載番号5293；No. 49、掲載番号6409；2013、No. 48、掲載番号6165；2014、No. 52、掲載番号7540；2015、No. 29、掲載番号4367；2018、No. 24、掲載番号3407；2019、No. 23、掲載番号2917；No. 52、掲載番号7793、7796；2020、No. 14、掲載番号2028；2022、No. 1、掲載番号32）に以下の変更を加える：

1）第13条第8項の「国家の安全、」という文言のあとに「およびロシア連邦に対して経済的性格の制限措置が発動されたことにより医薬品の在庫切れまたは在庫切れ発生のリスクが生じた場合には医薬品」という文言を追加する；

2）第30条に以下を内容とする第10項を追加する：

「10. ロシア連邦政府は、ロシア連邦に対する経済的性格の制限措置が発動されたことにより医薬品の在庫切れまたは在庫切れ発生のリスクが生じた場合には、登録済み医療用登録医薬品の登録一式文書に含まれる文書の改定に関する特異事項を定めることができる。」；

3）第61条第9項の「医療、」という文言のあとに「外国通貨のレート変動」という文言を追加する。

第7条

2011年11月21日付連邦法第323-FZ号「ロシア連邦市民の保健の基本について」（ロシア連邦法令集、2011、No. 48、掲載番号6724；2013、No. 48、掲載番号6165；2015、No. 1、掲載番号85；No. 27、掲載番号3951；2017、No. 31、掲載番号4765；2019、No. 52、掲載番号7799、7836；2020、No. 13、掲載番号1856；No. 14、掲載番号2028；No. 29、掲載番号4516；2021、No. 18、掲載番号3072；No. 24、掲載番号4188；No. 27、掲載番号5142、5159）第38条に以下の変更を加える：

1）第5項の1の「それと同等の業務、」という文言のあとに「およびロシア連邦に対して経済的性格の制限措置が発動されたことにより医療用製品の在庫切れまたは在庫切れ発生のリスクが生じた場合には医療用製品」という文言を追加する；

2）以下を内容とする第24項を追加する：

「24. ロシア連邦に対して経済的性格の制限措置が発動されている状況において、ロシア連邦政府は、ロシア連邦に対する経済的性格の制限措置の発動を決定した外国国家の領内からロシア連邦に向けて以前に搬入されていた医療用製品のロシア連邦からの搬出に対する制限を設定する旨の決定を下すことができる。」。

第8条

2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス買付分野における契約制度について」（ロシア連邦法令集、2013、No. 14、掲載番号1652；No. 27、掲載番号3480；No. 52、掲載番号6961；2014、No. 23、掲載番号2925；No. 30、掲載番号4225；No. 48、掲載番号6637；No. 49、掲載番号6925；2015、No. 1、掲載番号11、51、72；No. 10、掲載番号1418；No. 29、掲載番号4342、4353、4375；2016、No. 1、掲載番号10、89；No. 11、掲載番号1493；No. 15、掲載番号2058；No. 27、掲載番号4253、4254、4298；2017、No. 1、掲載番号15、41；No. 9、掲載番号1277；No. 14、掲載番号2004；No. 18、掲載番号2660；No. 24、掲載番号3475、3477；No. 31、掲載番号4747、4780；2018、No. 1、掲載番号59、87、88、90；No. 18、掲載番号2578；No. 27、掲載番号3957；No. 31、掲載番号4861；No. 45、掲載番号6848；No. 53、掲載番号8428、8444；2019、No. 18、掲載番号2194、2195；No. 52、掲載番号7767；2020、No. 9、掲載番号1119；No. 14、掲載番号2028、2037；No. 17、掲載番号2702；No. 24、掲載番号3754；No. 31、掲載番号5008；No. 52、掲載番号8582；2021、No. 1、掲載番号33、40、78；No. 9、掲載番号1467；No. 18、掲載番号3061；No. 27、掲載番号5105、5188；2022、No. 1、掲載番号45）に以下の変更を加える：

1) 第24条第10号第1号の「5億ルーブル」という文言を「5億ルーブル。ロシア連邦政府は、医療用製品の特定の品目を買い付ける目的で、契約の開始（最大）価格および年間買付量を引き上げることができる」という文言に差し替える；

2) 第34条に以下を内容とする第9項の1を追加する：

「9の1. ロシア連邦政府は、契約が定める義務の不履行または不適切な履行に関連して納入者（請負者、履行者）に対して発生したが、発注者によってその抹消が行われなかった違約金（罰金、延滞料）につき、これを抹消する場合およびその手順を定めることができる。」；

2) 第93条第1項において：

a) 以下を内容とする第5項の1および第5項の2を追加する：

「5の1） 国家または地方自治体の医療機関による医薬品、医療用製品および消耗品の買付が、ロシア連邦またはロシア連邦に対して経済的性格の制限措置を発動していない外国国家の領内に所在する唯一の製造者によって製造された医薬品、医療用製品および消耗品を対象として、電子的形式によって行われる場合および医療機関による当該買付の実施に対する許可が当該医療機関の設立者の決定によって与えられている場合には、そのような買付の実施。この際、発注者が本項にしたがって行うことのできる年間の買付額は、医薬品または消耗品については5,000万ルーブルを、医療用製品については2億5,000万ルーブルを超えないものとする。

5の2） ロシア連邦社会保険基金によるリハビリテーション機器およびサービスの買付が、ロシア連邦領内で製造された（提供された）か、またはロシア連邦に対して経済的性格の制限措置を発動していない外国国家の領内で製造されたリハビリテーション機器およびサービスを対象として、電子的形式によって行われる場合には、そのような買付の実施」；

b) 第28項の「100万」という文言を「150万」という文言に差し替える；

c) 以下を内容とする第28項の1を追加する：

「28の1） ロシア製の同等品が存在せず、その製造がロシア連邦に対して経済的性格の制限措置を発動していない外国国家出身の唯一の製造者によって行われている医薬品または医療用製品の納入に関して、当該の医薬品または医療用製品供給者であって唯一の医薬品・医療用製品供給者登録簿に掲載されている者との間に契約を締結すること。当該登録簿の管理手順は、ロシア連邦政府がこれを定める。」；

4) 第112条に以下を内容とする第65項の1を追加する：

「65の1. 2023年1月1日より前に締結された契約の履行にあたって契約当事者の責に帰さない事態が発生し、もってその履行が不可能となった場合には、当事者間の合意にもとづいて、当該の契約における重要な条件の変更を行うことができる。本項が定める変更は、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治体のニーズを満たすための買付の実施にあたってロシア連邦政府、ロシア連邦構成主体最高行政機関および地方行政府が下した決定にもとづき、本連邦法第95条第1項の3～第1項の6の定めを遵守したうえで、これを行う。」。

第9条

2013年12月21日付連邦法第353-FZ号「消費者金融（貸付）について」（ロシア連邦法令集、2013、No. 51、掲載番号6673；2014、No. 30、掲載番号4230；2017、No. 50、掲載番号7549；2018、No. 53、掲載番号8480；2021、No. 27、掲載番号5157、5171）第6条第11項において、2つ目の文を以下の文言に変更する：「消費者金融（貸付）の年率で表される総額に影響する市場の条件が顕著に変化した場合、ロシア銀行理事会は消費者金融（貸付）の、債権者の種類を含む、カテゴリーに応じて、本項に示された制限が適用されない期間

を定めることができる。」。

第10条

2013年12月28日付連邦法第400-FZ号「無拠出制年金について」（ロシア連邦法令集、2013、No. 52、掲載番号6965；2016、No. 22、掲載番号3091；No. 27、掲載番号4183；No. 52、掲載番号7486；2018、No. 1、掲載番号4；No. 41、掲載番号6190；No. 53、掲載番号8462；2019、No. 40、掲載番号5488）に以下の変更を加える：

1) 第15条に以下を内容とする第20項の1を追加する：

「20の1. ロシア連邦政府は、当該会計年度において無拠出制年金係数1つの追加引上げを決定することができる。年金係数の追加引上げ係数は、ロシア連邦政府がこれを決定する。」；

2) 第16条に以下を内容とする第8項を追加する：

「8. ロシア連邦政府は、当該会計年度における無拠出制年金固定支給額の物価スライド（追加引上げ）を行う旨の決定を下すことができる。無拠出制年金固定支給額の物価スライド（追加引上げ）係数は、ロシア連邦政府がこれを決定する。」。

第11条

2014年11月29日付連邦法第377-FZ号「クリミア共和国および連邦市セヴァストポリならびにクリミア共和国および連邦市セヴァストポリ内にある自由経済区の発展について」（ロシア連邦法令集、2014、No. 48、掲載番号6658；2016、No. 27、掲載番号4183；No. 52、掲載番号7487；2018、No. 53、掲載番号8411；2022、No. 1、掲載番号35）に以下の変更を加える：

1) 第11条第1項第3号「a」に、「自由経済区入居者についての公表の対象とされない情報もそれによって決めることができる」という文言を追加する；

2) 第13条において：

a) 第1項を以下の文言に変更する：

「1. 自由経済区入居者資格を取得しようとする者は、クリミア共和国または連邦市セヴァストポリ内に登記されているか、またはこれらにおいて支社を有しており、かつ本連邦法が定める要求事項に適合する投資政策書を有していなければならない。」；

b) 第2項に以下を内容とする第2号の1を追加する：

「2の1) 自由経済区の域外に登記されている法人の場合、クリミア共和国または連邦市セヴァストポリ内における支社設立の事実を立証する書類の写し」；

c) 第20項の1を以下の文言に変更する：

「20の1. 自由経済区入居者である法人およびその支社が自由経済区の域外で行う事業であって、自由経済区における投資活動の実行と関連のないものに対しては、自由経済区の域内での企業活動およびその他の活動の実施の特別条件を適用しない。」；

d) 第23項第2号を以下の文言に変更する：

「2) 法人の清算、再編、またはロシア連邦政府によって権限を付与された連邦行政機関の決定にもとづく統一国家法人登記簿からの抹消を理由とする自由経済区入居者の活動の終了、当該法人のすべての支社の活動の終了（自由経済区の域外に登記されている法人の場合）、または個人事業主としての自然人の活動の終了もしくはロシア連邦政府によって権限を付与された連邦行政機関の決定にもとづくその者の統一国家個

人事業主登録簿からの抹消を理由とする自由経済区入居者の活動の終了；」。

第12条

2016年6月23日付連邦法第180-FZ号「バイオメディカル細胞製品について」（ロシア連邦法令集、2016、No. 26、掲載番号3849）第8条に以下を内容とする第7項を追加する：

「7. ロシア連邦政府は、ロシア連邦に対する経済的性格の制限措置が発動された場合、バイオメディカル細胞製品の流通に関する、それらの国家登録に関するものを含む、特異事項を定める。」。

第13条

2020年4月3日付連邦法第106-FZ号「連邦法『ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について』ならびに個々のロシア連邦法令の、融資契約および貸付契約条件変更の特異事項に関する部分の改正について」（ロシア連邦法令集、2020、No. 14、掲載番号2036）に以下の変更を加える：

1) 第6条において：

a) 第1項において：

第1段落の「本連邦法の発効日まで」という文言のあとに「または、債務者の債権者に対する要求が2022年3月1日以後の期間になされている場合には2022年3月1日まで、」という文言を、「ただし2020年9月30日以前に」という文言のあとに「または2022年3月1日から9月30日までの期間に」という文言を追加する；

第2号の「2019年」という文言を「優遇期間設定要求日に先立つ年」という文言に差し替える；

b) 第2項に以下を内容とする文を追加する：

「債務者が2020年9月30日より前に本条第1項に掲げる要求を行っていても、当該の債務者が2022年3月1日から2022年9月30日までの間に本連邦法第6条または第7条にもとづく要求を行う権利は失われない。」；

c) 第9項第1号の「2019年」という文言を「優遇期間設定要求日に先立つ年」という文言に差し替える；

2) 第7条において：

a) 第1項の「本連邦法の発効日まで」という文言のあとに「または、債務者の債権者に対する依頼が2022年3月1日以後の期間になされる場合には、2022年3月1日まで、」という文言を、「ただし2020年9月30日以前に」という文言のあとに「または2022年3月1日から9月30日までの期間に」という文言を追加する；

b) 第2項に以下を内容とする文を追加する：

「債務者が2020年9月30日より前に本条第1項に掲げる要求を行っていても、当該の債務者が2022年3月1日から2022年9月30日までの間に本連邦法第6条または第7条にもとづく要求を行う権利は失われない。」。

第14条

B2020年12月30日付連邦法第509-FZ号「ロシア連邦の個々の法令の改正について」（ロシア連邦法令集、2021、No. 1、掲載番号48）第4条に以下の変更を加える：

1) 第4項の「2023」という数字を「2024」という数字に差し替える；

2) 第5の「2023」という数字を「2024」という数字に差し替える。

第15条

1. 2022年12月31日まで（同日を含む）の期間、ロシア連邦政府は、2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス買付分野における契約制度について」第93条第1項が定める場合への追加として、国家および（または）地方自治体のニーズを満たすための商品、役務およびサービスの調達を唯一の供給者（請負者、履行者）から行うことのできる上記以外の場合を定め、かつそれらの場合の調達実施手順を決定することができるものとする。

2. 2022年12月31日まで（同日を含む）の期間、ロシア連邦構成主体最高行政機関の決定により、2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス買付分野における契約制度について」第93条第1項が定める場合への追加として、当該ロシア連邦構成主体のニーズを満たすことを目的とした、国家および（または）地方自治体のニーズのための商品、役務およびサービスの調達を唯一の供給者（請負者、履行者）から行うことのできる上記以外の場合を定め、かつそれらの場合の調達実施手順を決定することができるものとする。

第16条

1. ロシア製の同等品が存在しない医療用医薬品または医療用製品の製造業のロシア連邦領内における創出および発展を促すことを目的として、ロシア連邦政府は、製薬業、医薬品生産事業および医療用製品技術保守事業（法人または個人事業主が自らのニーズを満たすために技術保守を行う場合および使用の際の潜在的危険性が低い医療用製品の技術保守の場合をのぞく）に対するライセンス供与に関する特異事項、ならびに、使用の際の潜在的危険性に応じた医療用製品品質管理システムの導入、維持および評価に対する要求事項の適用に関する特異事項を定める旨の決定を下すことができる。

2. 2022年3月1日から2023年3月1日まで（同日を含む）の期間に医療用医薬品、医療用製品およびバイオメディカル細胞製品の流通を規制する必須要求事項の遵守に関連して生じた法律関係に対しては、2020年7月31日付連邦法第247-FZ号「ロシア連邦における必須要求事項について」第3条の規定を適用しない。

第17条

1. 2022年につき、会社に関する連邦法の適用において以下の特異事項を定める：

1) 2022年終了時点において株式会社の純資産価値がその定款資本金額を下回って減少したとしても、そのことは1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第35条第4項および第6項を適用する理由として考慮されない。

2) 2022年終了時点において有限責任会社の純資産価値がその定款資本金額を下回って減少した（維持された）としても、そのことは1998年2月8日付連邦法第14-FZ号「有限責任会社について」第30条第4項を適用する理由として考慮されない。

3) 株式会社の取締役会（監査役会）は、2022年における年次株主総会の開催準備にあたり、年次株主総会議の議題に含めるべき問題の提案、ならびに取締役会（監査役会）および1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第53条第1項が掲げるその他の株式会社の機関のメンバー選出に向けた候補者の推薦に関する提案を株主から受け付ける期限日を定めるものとする。

2. 本条第1項第3号が定める期限日は、2022年における年次株主総会開催日の27日前までとして定め、年次株主総会開催日の35日前までに行われるべき2022年における年次株主総会開催通知の送付において、2022年における年次株主総会開催通知の送付に対して定められている手順にしたがって、これを明示するものとする。

3. 合計して議決権付き株式総数の2%以上を有する株主は、先に会社へ送付されていた提案に加えて、本条第1項第3号が定める提案を行うことができる。上記の先に送付されていた提案を行った株主は、提出

済みの提案に代わる新たな提案を行うことができる。

4. 本条第1項第3号が定める提案は、本条第1項第3号にしたがって株式会社の取締役会（監査役会）が定めた期限までに当該の株式会社に到着していなければならない。

5. 株主が本条第3項が定める新たな提案を行った場合、この者が先に送付した提案は撤回されたものとみなされる。株式会社の取締役会（監査役会）は、受け取った提案の検討を、1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第53条第5項が定める手順にしたがって、こうした提案の受付期限日から5日以内に行うものとする。

第18条

1. ロシア連邦法政府は、2022年に、以下を定める決定を下すことができるものとする：

1) ロシア連邦領内で流通に供される製品の、技術規則の要求事項、技術規則発効日より前に定められた必須要求事項への適合判定（当該製品の原産国がどこかによる場合を含む）についての、登録（国家登録）、試験、必須適合確認（適合の証明または宣言）、鑑定という形式および（または）その他の形式で行われる適合判定手順（スキーム、手続き）、適合を確認する文書の効力の期限およびその延長に関する特異事項、ならびに適合判定手続きの実行に必要とされる製品のサンプルを含む、必須適合確認の対象となる製品のロシア連邦への搬入に関する特異事項；

2) 2008年12月26日付連邦法第294-FZ号「国家監督（監視）および地方自治体監督の実施にあたっての法人および個人事業主の権利の保護について」および2020年7月31日付連邦法第248-FZ号「ロシア連邦における国家管理（監督）および地方自治体管理について」の、検査、監督（監視）措置実施のモラトリアム導入に関するものを含む、規定が適用される種類に属する国家管理（監督）および地方自治体管理の段取りおよび実施に関する特異事項；

3) ライセンス供与、認証、認定、国家登録、資格試験、登録簿記載、およびロシア連邦の法が定めるその他の認可制度に関する特異事項。ここには以下が含まれる：

a) 有効期限が満了したライセンスまたはその他の許可文書を保有するすべてのカテゴリーまたは特定のカテゴリーの者が、一定の期間、新たなライセンスまたはその他の許可文書を取得することなく、当該のライセンスまたはその他の許可文書の再発行を受けることなく、ならびにそれらの有効期限の延長を行うことなく、ならびにライセンスまたはその他の許可文書なしで事業を行ったことに対して法が定める責任の当該のカテゴリーの者への適用を受けることなしに、事業を継続する権利の設定；

b) 効力が消失したライセンスまたはその他の許可文書に代わる新たなライセンスまたはその他の許可文書の供与、ならびにライセンスまたはその他の許可文書の更新、再発行、およびそれらの有効期限の延長を、ライセンスまたはその他の許可文書の取得申請者（ライセンシー）が規定の要求事項に適合しているか否かについてのロシア連邦の法が定める評価を実施することなく、それらの交付に対する印紙税またはその他の納付金を支払うことなく、ならびに国家サービスの提供を受けるために必要とされるまたはそのために義務付けられているサービス代金を支払うことなく、行うことのできる場合およびその手順の決定；

c) 期限を定めないライセンスまたはその他の許可文書を保有する者に対して、所定の要求事項に対する定期的な適合判定手続きを行うことを義務付ける旨の要求事項および当該の手続きを行っていないことに対して法が定めている措置を適用しない場合の制定、または当該の手続きを行う期限の変更（延期）、ならびにそれらの実施に関する特異事項の制定；

d) 資格試験の実施に対する一定期間のモラトリアムの導入、以前に実施された資格試験の結果にもとづいて交付された資格認定証の有効期限の延長、これらの資格試験の実施および受験ならびに資格認定証の交付および取消しに関する特異事項の制定、ならびに資格認定証登録簿の管理に関する特異事項の制定；

e) 許可文書の取得が義務付けられている職業活動を、当該の許可文書を取得することなく実施することができる場合およびその条件；

f) 許可文書の取得および再発行にあたって、および（または）許可文書保有者による活動の実施過程において遵守されるべき必須要求事項のうちの特定のものの効力の停止；

g) 許可文書の取得、再発行および許可文書取得後に行われる判定の形態に関する規定の部分を含む、許可文書の取得、再発行および適合判定（能力確認）手続きの実施に関する特異事項の制定；

4) 共有建設参加契約にかかわる義務の不履行または不適切な履行に対して共有建設に関する法が定めている違約金（罰金、延滞料）、その他の金銭的制裁、およびその他の責任追及措置の適用に関する特異事項の制定；

5) 施工業者が、集合住宅および（または）その他の不動産物件の建設（設置）完了期限、および（または）登録済み共有建設契約にもとづく共有建設参加者に対する共有建設物件の引渡し義務に6カ月間を超えて違反しているような集合住宅および（または）その他の不動産物件の、問題物件登録簿への記載に関する特異事項；

6) 共有建設参加者に対する共有建設物件の引渡しに関する特異事項；

7) 2004年12月30日付連邦法第214-FZ号「集合住宅およびその他の不動産物件の共有建設への参加について、ならびにロシア連邦の若干の法令の改正について」第15条の4が定める口座に振り込まれた、集合住宅および（または）その他の不動産物件の建設（設置）のための共有建設参加者の資金の開発事業者あての送金に関する特異事項、およびこれを行う事由；

8) 見積建設費用の増額をもたらさないことを条件とする建設資材のロシア製同等品への変更を理由とする場合を含めて、国家審査に合格している設計書類および（または）地質工学調査結果の変更に関する特異事項。見積建設費用が増額される場合は、設計書類のうち、恒久建設物の見積建設費用決定の正当性検査の部分に関して国家審査を実施する。この際、当該の審査の実施期間は、ロシア連邦政府による別段の定めがないかぎり、14労働日を超えないものとする。

9) 国家環境審査および国家歴史文化審査の追加実施なしでの設計書類の国家審査（恒久建設物の設計書類の、環境保護の分野における要求事項、文化遺産の国家保護に関する要求事項への適合判定を含む）の特異事項およびこの国家審査を行う場合；

10) 土地計画に関する文書および都市計画プランの作成、合意、承認および有効期限延長、恒久建設物建設許可書および使用開始許可書の交付、ならびに都市計画活動サポート情報システムおよび連邦国家土地計画情報システムへの情報の掲載に関する特異事項；

11) 恒久建設物の建設、改築、大規模修繕および解体にかかわる工事の実施を対象とする国家契約および地方自治体契約における重要条件の変更の手順およびこれを行う場合の制定；

12) 国家サービスおよび地方自治体サービス提供のために遵守しなければならない条件および要求を含む当該サービス提供の段取りに関する特異事項、国家サービスおよび地方自治体サービス提供の結果発行された文書の再交付およびその効力延長または効力停止の手順、さらに連邦行政機関、国家予算外基金機関、ロシア連邦構成主体国家権力行政機関ならびに地方行政府、その他の地方自治機関、国家サービスおよび地方自治サービス提供多機能センター、国家機関、地方自治機関および国家課題（発注）または地方自治課題（発注）が課せられたその他の組織と、申請人との間の、これら機関および組織への申請人本人の出頭を不要とするものを含む、業務の特別手順ならびに国家サービスおよび地方自治体サービスの提供に関する行政規則の作成および採択に関する特異事項の制定；

13) ロシア連邦民法典における、知的活動の成果および識別標識に対する排他的権利の保護に関する特定

の条項の適用対象とはならない、そうした成果が具現化された商品（商品群）および当該商品に記される識別標識のリスト；

14) 社会・労働関係の規制に関するロシア三者委員会の見解を踏まえた、労働諸関係およびそれに直接かわりのある諸関係、ならびに雇用促進にかかわる諸関係の法的規制に関する特異事項の制定；

15) ロシア連邦領外に居住する者に対する年金の支給、ならびにロシア連邦の法およびロシア連邦の国際協定にもとづいて定められている、労働災害および職業病に対する強制社会保険にもとづく給付および保障の実施に関する特異事項；

16) 特定のカテゴリーの市民に対する国家社会支援の提供、特定のカテゴリーの市民の社会的保護（支援）の実施、ならびに特定のカテゴリーの市民に対する社会保障および国家社会支援の一環としての社会サービスおよびその他の保証および給付の提供の分野における法的規制の特異事項；

17) 1999年7月17日付連邦法第178-FZ号「国家社会支援について」が定める連邦社会的年金補足支給額の決定に用いる場合を含めた、ロシア連邦全体での一人当たりおよび主要社会人口動態グループ別の最低生活費の計算および制定に関する特異事項；

18) 2000年6月19日付連邦法第82-FZ号「最低賃金額について」が定める最低賃金額の計算および制定に関する特異事項；

19) 1998年7月24日付連邦法第125-FZ号「労働災害および職業病に対する強制社会保険について」が定める労働災害および職業病に対する強制社会保険制度の実施に関する特異事項。ここには以下が含まれる：

a) 労働災害および職業病に対する強制社会保険に対する保険料の計算の正しさおよび納付の適時性の出張審査の実施に関する特異事項；

b) 被害を受けている部門を対象とした、労働災害および職業病に対する強制社会保険の保険料ならびに罰金および延滞料の設定済みの納付期限の延長；

c) 被害を受けている部門を対象とした、労働災害および職業病に対する強制社会保険に対する保険料ならびに罰金および延滞料の納付猶予措置（分割払い）提供の追加事由；

20) ロシア連邦の法にもとづいて登記されている会社、合資パートナーシップ、事業パートナーシップ、生産協同組合、消費協同組合、農場および個人事業主を中小規模事業主体に分類する際の条件の変更；

21) 観光施設およびそのサポートインフラの建設にかかわる事業の実施に関する特異事項。

2. ロシア連邦政府は、本条第1項に掲げるロシア連邦政府の権限のうちの特定のものを、相応の分野の国家政策策定および法的規制を担当する連邦行政機関に委ねることができる。

第19条

2022年、ロシア連邦政府は、国外で勉強していたものの、外国国家の非友好的行動によって学業の中断を余儀なくされた市民を対象として、国家認定済み教育プログラム、就学前教育プログラムおよび大学院（軍事大学院）における研究人材および研究・教育人材養成プログラムにもとづく教育への受入れ、国家修了資格認定の実施、ならびに外国国家で受けた教育および（または）資格のロシア連邦での認定に関する特異事項を定める決定を下すことができるものとする。

第20条

2022年12月31日までの間を期限として、以下を定める：

1) ロシア銀行理事会の決定により、信用金融機関および非信用金融機関が、有価証券発行者報告書、有価証券発行者会計（財務）報告書および関係法人自然人一覧の形によって情報の開示を行う期限、ならびに

連邦法およびロシア銀行の規準文書が定める報告書およびその他の情報の作成および提出を行う期限として、連邦法およびロシア銀行の規準文書が定めるこれら報告書および情報の開示、作成および提出期限よりも長い期間を設定することができる；

2) ロシア銀行理事会の決定により、規準および指標の数値を含む、信用金融機関および非信用金融機関の活動に対する、ならびに資産の内訳および構成、自己資金（資本金）の計算手順およびその金額に対する、連邦法およびロシア銀行の規準文書がこれらに対して定めているものとは異なる要求を定めることができる；

3) 2002年4月25日付連邦法第40-FZ号「車両所有者の強制民事責任保険について」第8条第3項および2010年7月27日付連邦法第225-FZ号「危険施設の事故による加害に対する危険施設所有者の強制民事責任保険について」第7条第5項における、ロシア銀行が定めた保険料率（保険基本料率限度）の有効期限に関する規定は、これを適用しない；

4) 本条が定める諸問題に関するロシア銀行理事会の決定は、2002年7月10日付連邦法第86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第7条第3項が定める手順にしたがい、当該の決定採択の日から10日以内に必ず公表されなければならない；

5) 財政的安定性の確保のために、ロシア銀行は、期限を6カ月以内として、銀行監督委員会または金融監督委員会の決定によって、信用金融機関および非信用金融機関によるオペレーションおよび取引の実行の停止（制限）、リスク抑制のための個々の機関を対象とする規準の制定、および、個々の機関を対象とするものを含めた、信用金融機関および非信用金融機関の活動におけるその他の指標の導入を行うことができる。

第21条

1. 公開株式会社は、2022年12月31日まで（同日を含む）の間、以下の条件がすべて存在することを条件として、自社が発行した株式を取得する（株式総数の削減を目的とした発行済み株式の取得をのぞく）ことができる；

1) 取得される株式の取引所での取引が許される；

2) 2022年2月1日以降の任意の3カ月間における加重平均株価が、2021年1月1日以降の3カ月間の加重平均株価に比べて20%以上低下している；

3) 取引所取引主催者が計算した2022年2月1日以降の任意の3カ月間における証券市場主要指数が、取引所取引主催者が計算した2021年1月1日以降の3カ月間における当該指数に比べて20%以上低下している；

4) 株式が、不特定多数の取引参加者を対象とした募集にもとづき取引所取引において取得される；

5) 公開株式会社の依頼にもとづいてブローカーが株式の取得を行う；

6) 公開株式会社の取締役会（監査役会）が、自社が発行した株式を本条の要求事項にしたがって取得する旨の決議を採択し、当該決議において、取得する株式のカテゴリー（タイプ）、カテゴリー（タイプ）ごとの予定株式取得数および2022年12月31日より前に満了する株式取得の実施期限が定められている。公開株式会社による自社株式取得に関する情報は、採択された株式取得決議がその旨を定めている場合には、重要事項通知の形によるその開示を行わないこと、または当該の決議が定めている時期にその開示を行うことができる。

2. 本条にしたがって自らが発行した株式を取得する公開株式会社は、ロシア銀行に対して、当該の株式取得を実施する旨の通知を、本条第1項が定める条件が遵守されていることを立証する書類を添付して送付するものとする。当該の通知およびその添付書類の送付は、電子的形式により、2002年7月10日付連邦法第

86-FZ号「ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について」第76条の9第3項にしたがってロシア銀行からアクセス権を提供されたパーソナルアカウントを経由して、これを行う。

3. 1995年12月26日付連邦法第208-FZ号「株式会社について」第72条第4項、第5項、第7項および第8項の規定は、本条第1項にしたがって自らが発行した株式の取得を行う公開株式会社には適用されない。

4. 金融機関は、2022年12月31日までの間、自然人である顧客が、外国国家の非友好的行動にさらされている金融機関に開設されている自らの銀行口座（預金）から、新たに口座（預金）を開設する金融機関に対して外国通貨建ての金銭を送金する場合において、送金を実施する側の金融機関が、当該の自然人である顧客の本人確認を実施した際に確認した情報を当該の送金の実行と同時に他方の金融機関に伝達することを条件に、自然人である顧客に対する外国通貨建て銀行口座（預金）の開設を、当該口座を開設する自然人である顧客本人またはその代理人の立会いなしに行うことができる。金融機関がこのような金銭の送金を行うのは、当該の自然人である顧客との間に銀行口座（預金）契約を締結する目的で本人確認を実施した際に確認したこの者に関する情報が金融機関に伝達され、使用されることに対して当該の自然人である顧客の書面による同意を得たのちとする。

5. 本条が定める情報の伝達の方法および形は、金融機関がこれを決定する。

第22条

1. 本連邦法は、それが公布された日を以て発効する。

2. 2020年4月3日付連邦法第106-FZ号「連邦法『ロシア連邦中央銀行（ロシア銀行）について』ならびに個々のロシア連邦法令の、融資契約および貸付契約条件変更の特異事項に関する部分の改正について」（本連邦法による改訂版）第6条および第7条の規定は、本連邦法の発効日までに締結されていた融資契約（貸付契約）から発生した法律関係に対して適用される。

3. 2013年4月5日付連邦法第44-FZ号「国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス買付分野における契約制度について」第93条第1項第5項の1、第5項の2および第28項の1は、本連邦法の公布日から2年が経過するまでの期間適用される。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年3月8日

第46-FZ号